指定基準適合表（指定期間：令和8年4月1日～令和11年3月31日）（※適：基準を満たしている）

資料１－２　2026/3/10

指定基準項目	神奈川県指定基準	項目			1 福井記念病院	2 藤沢病院	3 けやきの森病院	4 平塚病院	5 富士見台病院	6 丹沢病院	7 秦野厚生病院	8 秦野病院	9 みくるべ病院	10 愛光病院	11 大和病院	12 相模台病院	13 相州病院	14 清川病院遠寿	15 曽我病院	16 国府津病院	17 湘南東部総合病院	18 湘南病院
2(1) 2(2)	医療法等各種法令の遵守・医師及び看護師等の数（医療法における医師・看護師の標準値を満たしているか、精神保健福祉法第１９条の８（指定病院の指定）の規定に基づく基準を満たしているか）	医師数	1	総数（常勤換算数）A	15.2	17.1	8.7	9.5	8.3	8.9	9.0	8.7	9.4	13.8	9.5	5.6	12.3	7.6	11.4	9.7	3.2	4.1
			2	標準数 B	8	10	4	5	6	7	4	5	6	7	6	3	6	5	7	5	3	3
			3	充足率 % (A/B×100) (100以上であることが要件)	190 適	171 適	218 適	190 適	139 適	127 適	225 適	174 適	157 適	197 適	158 適	188 適	206 適	152 適	163 適	193 適	107 適	137 適
		看護者数	4	看護者数（常勤換算数）C	138.0	148.9	60.8	66.3	69.7	78.9	54.4	63.3	93.0	108.8	57.6	157.6	80.8	59.8	101.6	67.9	251.1	89.8
			5	標準数 D	88	102	43	56	64	68	39	39	68	70	61	63	64	58	68	52	96	42
			6	（うち、看護補助者とできる数）E	17	19	8	11	13	13	7	7	13	13	12	5	12	11	12	10	2	3
			7	充足率 % (C/(D-E)×100) (100以上であることが要件)	194 適	179 適	174 適	147 適	137 適	143 適	170 適	198 適	169 適	191 適	118 適	272 適	155 適	127 適	181 適	162 適	267 適	230 適
		看護者数 措置入院者を入院させる病棟	8	措置入院者を入院させる病棟1の看護師及び准看護師の数 F	21.8	22.6	15.1	14.0	14.0	16.8	21.8	13.0	20.0	19.0	18.6	17.7	23.6	14.6	25.0	16.0	16.9	18.0
			9	前年1年間の病棟1の平均の精神病床入院数 G	55.0	56.0	31.0	31.0	36.0	41.0	44.0	26.0	51.0	40.0	55.0	31.0	50.0	39.0	43.0	26.0	41.0	44.0
			10	G/F (3以下であることが要件)	2.5 適	2.4 適	2.0 適	2.2 適	2.5 適	2.4 適	2.0 適	2.0 適	2.5 適	2.1 適	2.9 適	1.7 適	2.1 適	2.6 適	1.7 適	1.6 適	2.4 適	2.4 適
			11	措置入院者を入院させる病棟2の看護師及び准看護師の数 H	19.0			14				14.9	20.0	17.0				15				
			12	前年1年間の病棟2の平均の精神病床入院数 I	43.0			37				38.0	48.0	45.0				41				
			13	I/H (3以下であることが要件)	2.2 適			2.6 適				2.5 適	2.4 適	2.6 適				2.7 適				
2(3)	常勤の精神保健指定医２名以上	常勤の精神保健指定医数 (2以上であることが要件)			6	10	4	7	4	3	4	4	5	11	5	3	6	3	7	4	2	3
2(4)	精神病床数50床以上	精神病床数 （50以上であることが要件）			357	420	184	298	305	304	160	151	276	359	250	155	263	319	285	250	44 ※	60
2(5)	精神病床数が５０床に満たない場合、精神病床数が２０床以上であり、かつ、ア、イ、ウの要件を満たすこと。（※湘南東部総合病院が該当）	ア　内科又は外科の医師を1名以上配置																			○ 適	
		イ　一般病床を有しており、必要に応じて身体合併症を有する措置入院患者の入院治療に対応可能な精神科以外の医療体制と連携が確保されていること。																			○ 適	
		ウ　当該病院に救急蘇生装置、除細動器、心電計、呼吸循環監視装置等の身体的医療に必要な機器を設置していること。																			○ 適	
2(6)	病院の各種施設				《以下の項目についても、１８病院全て基準を満たしている》																	
	ア　デイルーム及び食堂を有すること	デイルーム室数 （1以上であることが要件）			8	7	5	8	7	5	3	4	6	18	4	7	6	6	5	8	1	1
	（兼用可）	（うち食堂兼用室数）			7	7	4	2	7	5	3	4	5	10	4	6	6	6	5	7	2	1
	イ　保護室を適宜の数有すること	保護室数 （1以上であることが要件）			26	20	4	9	20	4	5	4	16	24	10	4	8	11	12	14	2	4
	ウ　作業療法用施設を有すること	作業療法室数 （1以上であることが要件）			2	1	1	3	2	5	1	4	5	4	1	1	4	3	14	4	1	1
	エ　緊急避難設備を有すること	緊急避難設備			有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有
2(7)	精神科病院開設後１年以上を経過し、経営状態が健全であること	開院年（S=昭和、H=平成）			○(S38)	○(S43)	○(S57)	○(S40)	○(S42)	○(S35)	○(S41)	○(S41)	○(H7)	○(S30)	○(S29)	○(S39)	○(S63)	○(S63)	○(S30)	○(S37)	○(H12)	○(S21)
2(8)	精神保健福祉士が配置されていること	精神保健福祉士数 （1以上であることが要件）			7	11	7	7	4	4	5	6	4	11	6	4	7	5	14	10	3	5